

令和 7 年 3 月 31 日
港湾局産業港湾課

「クルーズ旅客の受入機能高度化に関するガイドライン」を公表します
～クルーズ旅客のさらなる利便性や安全性向上に向けて～

国土交通省では、クルーズ旅客のさらなる利便性や安全性向上に向け、「クルーズ旅客の受入機能高度化に向けた検討会（座長：琉球大学地域連携推進機構 小島 肇准教授）」を開催し、検討を進めてきました。

今般、検討会での議論を踏まえ、「クルーズ旅客の受入機能高度化に関するガイドライン」を策定しましたので公表します。

1. 背景・目的

国際クルーズが本格的に運航再開して2年目となるところ、外国クルーズ船の寄港回数2,000回を超えること等の観光立国推進基本計画（令和5年3月閣議決定）の目標達成のために、クルーズ旅客の満足度を向上させ、リピート寄港を含めた寄港を誘致する取組が重要となっています。

そのためには、クルーズ船寄港時の旅客受入れについて、さらなる利便性や安全性の向上（乗下船や二次交通への移動）が必要となります。

そこで、クルーズ旅客のさらなる利便性や安全性向上に向け、クルーズ旅客受入施設を港湾管理者等が整備する際の活用を想定したガイドラインを策定しました。

2. ガイドラインの概要

クルーズ船の寄港パターン（発着港等・寄港港）及び旅客受入施設の有無を元に、4ケースに分類し、クルーズ旅客の受入機能高度化を図るために必要な機能・施設等について整理。

<目次>

- （1）水域施設、係留施設
- （2）旅客受入施設
- （3）旅客動線円滑化のための設備・システム
- （4）旅客受入施設の付加機能
- （5）旅客受入施設の管理・運営体制等
- （6）海上二次交通への接続

※「クルーズ旅客の受入機能高度化に関するガイドライン」については以下 URL よりご覧ください

【URL】：https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_tk4_000019.html

【問い合わせ先】

○港湾局産業港湾課クルーズ振興室 柳、柏田、深野

代表：03-5253-8111（内線 46-424、46-423） 直通：03-5253-8673

